

概要版

# 大月町 高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

計画期間

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

本町のまちづくりの指針である「大月町総合振興計画」では、本町が目指す町の姿として「住みたい 住める 住んでよかった 未来へ繋ぐまちづくり」を将来像と定め、その実現を目指しています。これは、「人づくり」と「地域づくり」をテーマとし、なかでも一次産業や福祉・介護サービス、観光産業に携わる人材及び団体の後継者や新たな就業者などの掘り起こしや育成について示しています。

本計画では、前述の将来像をふまえたうえで、「その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまちづくり」を基本理念とし、本町の「住民力・地域力」の発揮を重視する地域包括ケアシステムの深化・推進を目的に、3つの基本目標を定め、基本目標ごとに取組等を定めました。

## - 基本理念 -

その人らしく自立した生活を送ることができる  
安心と共生のまちづくり

令和6(2024)年3月

大月町

基本  
理念

## 基本目標

## 第9期計画の取組

地域で生きがいを持ち、  
活き活きと暮らす

住み慣れた地域で  
安心して暮らし続ける

自立を支える介護保険  
サービスの提供

地域の力を生かした多様な取組の推進

介護予防と自立に関する意識の向上・施策の推進

高齢者の生きがいを高める情報・活動の支援

高齢者の技能・経験を生かす支援

地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症施策の推進

保健・医療・介護・福祉の多様な職種による連携推進

介護を行う家族への支援

高齢者の安全・安心を守る

高齢者の住まいに関する支援

在宅生活を支援するサービスの充実

介護人材の確保・定着

持続力のある介護保険制度運営

適正な介護保険施設等の配置と運営

介護給付適正化の円滑な実施

居宅介護支援事業所への支援

その人らしく自立した生活を送ることができ、  
安心と共生のまちづくり

## ～地域包括ケアシステムの深化・推進の視点～

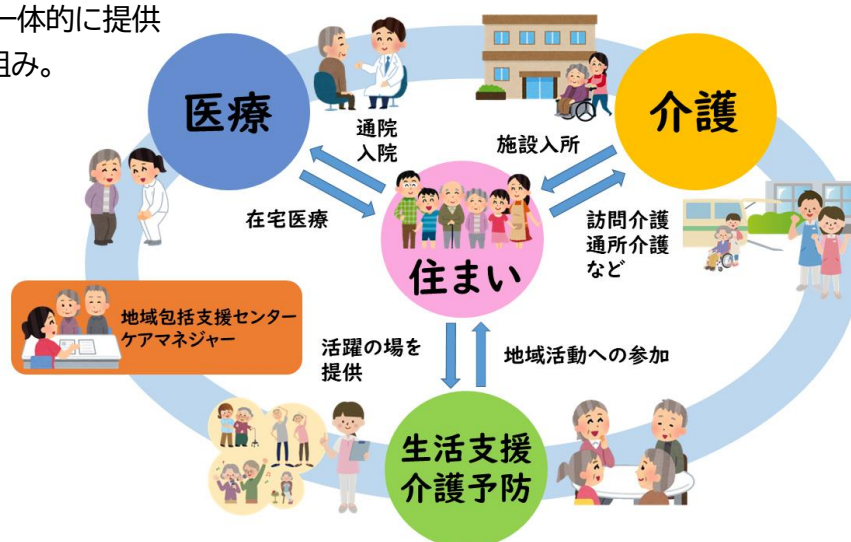
### ◎「地域包括ケアシステム」とは・・・

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活をするために必要な「予防・介護・医療・生活支援・住まい」などの支援が、日常的な生活の場で一体的に提供されるよう、地域ぐるみでサポートしあう仕組み。

### ◎大月町における「地域包括ケアシステム」

本町で昔から続く地域の支えあいによる「地域の力」を活かし、多様な事業者や様々な地域資源など、幅広い連携の推進を図ってきました。

高齢化が進行するなかでも、地域のつながりを再構成し、様々な団体の連携を深めると同時に、住民のつながりや介護予防に関する知識、「支えあい」の意識などをより高める取組が必要です。



**重点取組1 地域の力を生かした多様な取組の推進**

地域包括ケアシステムの深化・推進には、住民一人ひとりが、地域課題の解決や地域福祉を向上させようと活動する力と、地域を構成する個人や様々な団体が互いに協力し、主体的に地域課題の解決に取り組む「地域の力」の発揮が欠かせません。

住民主体での様々な取組を推進するため、生活支援コーディネーターを中心とし、地域の課題抽出や検討協議会での施策の検討により多様な取組を進めます。

**重点取組2 介護予防と自立に関する意識の向上・施策の推進**

高齢化が進行するなか、介護が必要な状態になる前に自ら予防に取り組み、健康や身体機能を維持することが重要です。

住民主体の取組を促進し、地域での介護予防の取組をより充実させ、住民の介護予防への意識や知識の向上を推進します。また、高齢者の医療・保健部門と連携し、健診や診療情報を活用し、効果的な介護予防を目的とする「保健事業と介護事業の一体化事業」も推進します。

**重点取組3 地域包括ケアシステムの深化・推進**

高齢者の割合が今後も増加していくなか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、今後、さらに地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの専門職確保による体制強化や各種ネットワークの強化、情報提供などを進めます。

**重点取組4 認知症施策の推進**

今後もひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合が増加する見込みであり、家族による支援や見守りが行えない世帯が増えることが予想されます。早期発見、早期対応、家族支援、認知症サポーターの養成など、各種の施策を通じて、認知症の進行状態に応じた適切なサービス提供が必要であると同時に、住民主体の地域での見守り体制の推進など、認知症に対する地域ぐるみの取組を進めます。

**重点取組5 保健、医療、介護、福祉の多様な職種による連携**

高齢になると、身体機能の低下だけでなく、慢性疾患や認知症など、医療と介護の両方のニーズを抱える人が多くなります。人生の最期を「自宅で過ごしたい」と望んでいる人が多いなか、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで選択できるよう、地域ケア会議の場などを活用し、在宅生活を支える多様な職種同士で顔の見える関係づくりにより、保健、医療、介護、福祉の連携強化につなげていきます。

**重点取組6 介護人材の確保・定着・育成**

本町の介護人材は慢性的に不足している状態です。特に訪問介護人材の不足が喫緊の課題となっており、高齢に伴う退職に対して、人材を補うことができていない状況となっています。今後も、生産年齢人口が減少する一方で、後期高齢者人口は増加する見込みとなっており、介護を担う人材の不足が続くことが予想されます。したがって、介護人材の総合的な確保・定着については、本町だけでなく、幡多圏域での取組として検討する必要があります。研修や就職相談の機会を充実することでの「人材の確保や育成」、交付金などを活用した「定着支援」、さらには介護職への意識変化に対する取組を推進します。

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の、第1号被保険者(65歳以上)の方に納めていただく介護保険料の基準額は**月額6,500円(年額78,000円)**となります。

所得段階別の年額は、下記の通りとなります。

※所得段階については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第8期計画の標準となっていた9段階から13段階へ見直しが行われました。

### ●介護保険料の算定

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{保険料基準額} & = & \text{保険料収納} & \div & \text{予定保険料} & \div \\ \text{(月額)} & & \text{必要額} & & \text{収納率} & \\ \hline 6,500\text{円} & & 421,379\text{千円} & & 98.50\% & \\ \hline & & & & \text{第1号被保険者数} & \div \\ & & & & \text{(所得段階補正後)} & \\ & & & & 5,485\text{人} & \\ & & & & 12\text{ヵ月} & \\ \hline \end{array}$$

### ●所得段階別の保険料設定

|       | 対象者     |     |                           |         | 保険料率              | 保険料                  |
|-------|---------|-----|---------------------------|---------|-------------------|----------------------|
|       | 住民税課税状況 |     | 所得等                       |         |                   |                      |
|       | 世帯      | 本人  |                           |         | (括弧内は軽減後の数値)      |                      |
| 第1段階  | 非課税     | 非課税 | 老齢福祉年金の受給者<br>または生活保護の受給者 |         | ×0.455<br>(0.285) | 35,490円<br>(22,230円) |
|       |         |     | 合計所得金額の合計<br>課税年金収入と      | 80万円以下  |                   |                      |
| 第2段階  | 非課税     | 非課税 |                           | 120万円以下 | 0.685<br>(0.485)  | 53,430円<br>(37,830円) |
| 第3段階  | 非課税     | 非課税 |                           | 120万円超え | 0.690<br>(0.685)  | 53,820円<br>(53,430円) |
| 第4段階  | 課税      | 非課税 |                           | 80万円以下  | 0.900             | 70,200円              |
| 第5段階  | 課税      | 非課税 |                           | 80万円超え  | 1.000             | 78,000円              |
| 第6段階  |         | 課税  | 合計所得金額                    | 120万円未満 | 1.200             | 93,600円              |
| 第7段階  |         | 課税  |                           | 120万円以上 | 1.300             | 101,400円             |
| 第8段階  |         | 課税  |                           | 210万円以上 | 1.500             | 117,000円             |
| 第9段階  |         | 課税  |                           | 320万円以上 | 1.700             | 132,600円             |
| 第10段階 |         | 課税  |                           | 420万円以上 | 1.900             | 148,200円             |
| 第11段階 |         | 課税  |                           | 520万円以上 | 2.100             | 163,800円             |
| 第12段階 |         | 課税  |                           | 620万円以上 | 2.300             | 179,400円             |
| 第13段階 |         | 課税  |                           | 720万円以上 | 2.400             | 187,200円             |

発行：大月町 長寿政策課

〒788-0311 高知県幡多郡大月町鉾土603番地

TEL:0880-73-1700

発行年月：令和6(2024)年3月